

鳥獣被害防止特措法（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律）

- 鳥獣被害の深刻化・広域化を踏まえ、平成19年12月に鳥獣被害防止特措法が全会一致で成立、平成20年2月から施行。被害対策の担い手の確保、捕獲の一層の推進、捕獲鳥獣の利活用の推進等を図るため、平成24年、26年、28年及び**令和3年に改正**。
- 現場に最も近い行政機関である市町村が中心となって、被害防止のための総合的な取組を主体的に行うことを支援する等の内容。
- 令和3年の改正で都道府県による市町村をまたいだ被害防止に関する措置等を規定。

【概要】

農林水産大臣が被害防止施策の**基本指針**を作成

基本指針に則して、**市町村が被害防止計画**を作成
(必要に応じ協議会や**鳥獣被害対策実施隊**を設置)

計画に基づき被害防止施策を実施

【主な支援措置】

財政支援

特別交付税の拡充、補助事業による支援等、必要な財政上の措置

権限委譲

市町村の希望に応じ被害防止のための鳥獣の捕獲許可の権限を都道府県から委譲

捕獲人材の確保

捕獲隊員等に係る、狩猟税の減免や、銃刀法に基づく技能講習の一部免除※等

都道府県による助言等

都道府県による、市町村への助言や、市町村をまたいだ被害防止に関する措置※※等

※ H24改正時に措置、その後延長

※※ R3改正時に範囲拡大

【その他の鳥獣被害防止のための措置】

捕獲鳥獣の適正処理・有効利用

被害状況等の調査

技術開発・普及等

人材の育成

等

【沿革】

H19
(制定)

H24
(改正)

- 一定の要件を満たす場合、①実施隊員については『当分の間』、②実施隊員以外の捕獲従事者については『平成26年12月3日までの間』、銃刀法に基づく猟銃の所持許可の更新時等における技能講習を免除する規定を追加。
- 国及び都道府県が捕獲に要する費用の補助、捕獲鳥獣の食肉処理施設の整備充実、流通の円滑化等を講ずることを明記。

H26
(改正)

- 技能講習を一部免除する規定を2年間延長。

H28
(改正)

- 技能講習を一部免除する規定を5年間延長。
- 実施隊の設置促進・体制強化に係る規定を新設。
- 目的規定に捕獲した鳥獣の食品としての利用等を明記する等、食品としての利用等を推進するための規定を新設。

R3
(改正)

- 技能講習を一部免除する規定を5年間延長。
- 都道府県による市町村をまたいだ被害防止に関する措置の範囲拡大及び国による費用の補助に係る規定の追加。
- 国及び都道府県が捕獲等の技術の高度化のための技術開発の推進に加えて、その成果の普及を行うことについての規定を追加。
- 被害防止や捕獲した鳥獣の有効利用に係る体系的な研修の実施についての規定を追加。

令和6年4月時点で1,518市町村で被害防止計画を作成

鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊の概要

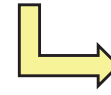
【活動内容】 捕獲活動、防護柵の設置、その他の被害防止計画に基づく被害防止施策の実施



捕獲活動



柵の設置



緩衝帯の設置



追払い

(その他、農業者への指導・助言や生息状況調査など)

【隊員構成】

市町村長が ① 市町村職員から指名する者、② 対策に積極的に取り組むと見込まれる者から任命する者

から構成され、隊員は公務として被害対策に従事

【設置に必要な市町村の手続き】

① 市町村長が隊員を任命又は指名する ② 隊員の報酬や補償措置を条例で定める

【実施隊員へのメリット措置】

主として捕獲に従事する隊員



狩猟税は非課税

〈狩猟者(散弾銃等)16,500円→0円〉

民間の隊員
(非常勤の公務員)



公務災害の適用

銃刀法の技能講習



一定の要件を満たす隊員は、**猟銃所持許可の更新等における技能講習が免除**

ライフル銃の所持許可



継続10年以上猟銃の所持がなくても、
ライフル銃の所持許可の対象になり得る

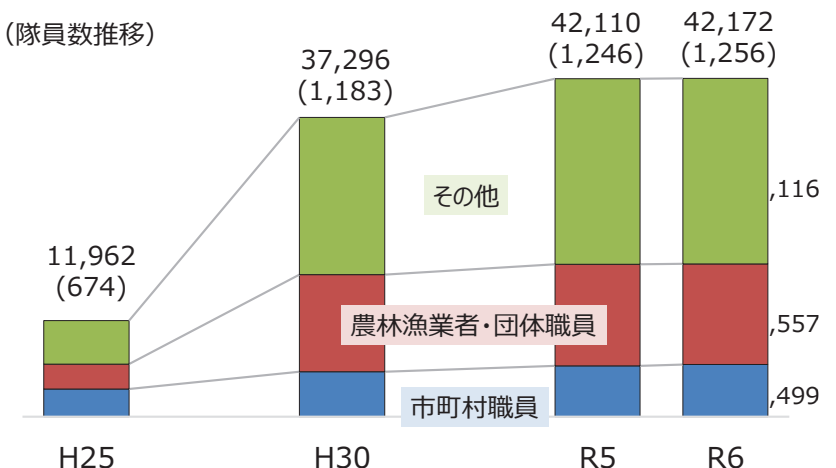
※実施隊員以外で捕獲に従事する者については、

- 狩猟税は半額に減額
- **技能講習については令和9年4月15日まで免除**
- ライフル銃の所持許可に係る特例措置の対象になり得る

【設置状況】

令和6年4月時点で1,256市町村で設置 (隊員数: 42,172名)

(隊員数推移)



【出典】鳥獣対策・農村環境課調べ ※ 各年4月時点。括弧内は実施隊設置市町村数
その他には一部所属未回答の者が含まれる。